

「子育て世帯臨時特例給付金」について するためには、申請が必要です。

3

平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金

● 支給対象者

平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者

※特例給付とは、児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人あたり月額5千円を支給しているものです。

確認じゃ!

● 給付対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象となる児童

(平成27年6月1日以後に生まれた児童は対象外)

◆ 児童手当の現況届と1枚になった申請書を、現況届とあわせて申請してください。申請受付期間は、**12月1日(火)**までです。

※臨時福祉給付金の受付期間と異なりますので、ご注意ください。

※10月8日(木)までに申請した人には、10月23日(金)に登録の口座へ支給していますので、ご確認ください。

◆ 公務員の人は、申請方法が異なります。勤務先から児童手当受給証明を受けた申請書を提出してください。詳細は、勤務先で確認ください。



3 子育て世帯臨時特例給付金についての問合せ 市役所こども福祉課(内線522)

イ) 大和郡山市以外の市区町村で平成27年度臨時福祉給付金支給決定を受けた人(平成27年1月2日から9月1日までに大和郡山市に転入した人が対象です)

→商品券受給のための申請手続きが**必要になります。(平成28年1月12日(火)締切)**

※申請書は市役所給付金窓口にて配布します。申請には次の添付書類が必要です。

〈添付書類〉

①市区町村の臨時福祉給付金支給決定通知書など支給決定を受けた事実・受けた人の名前が分かる書類

②臨時福祉給付金の支給決定を受けた人**全員**の本人確認の書類

(運転免許証・健康保険証・介護保険証・パスポートなどのコピー)

1 臨時福祉給付金・**2** 生活支援商品券についての問合せ

市役所「臨時福祉給付金」担当窓口(市役所1階115会議室)

☎ 53-4192(専用ダイヤル) 土・日曜、祝日を除く8時30分~17時15分